

みよしまちしょう しゃふくしけいかく 三芳町障がい者福祉計画

がいようばん
概要版

だい き みよしまちしょう ふくし けいかく 第6期三芳町障がい福祉計画

だい き みよしまちしょう じふくし けいかく 第2期三芳町障がい児福祉計画

れいわ ねん ど れいわ ねん ど
(令和3年度～令和5年度)



みよしまち へいせい ねん がつ ほけん いりょう ふくし そうごうけいかく みよしまちふくし
三芳町においては、平成12年3月に保健・医療・福祉の総合計画として「三芳町福祉
けいかく
計画 ぬくもり・ささえあい・みどりのハートフルプラン」を策定し、その後、数度の
かいてい へ へいせい ねん ど みよしまちしょう しゃふくしけいかく だい き みよしまちしょう ふくしけい
改定を経て、平成30年度に、「三芳町障がい者福祉計画・第5期三芳町障がい福祉計
かく だい き みよしまちしょう じふくし けいかく さくてい しょう かた あんしん く
画・第1期三芳町障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある方も安心して暮らせるま
ちづくりを展開してきました。

このたび、とうけいかく さくていきかん まんりょう むか ともな みよしまちしょう しゃふくし
計画・第6期三芳町障がい福祉計画・第2期三芳町障がい児福祉計画」を策定します。

これまでの取り組みに加え、国・県の新たな障がい者施策の動向や各種制度の改正、
しょう かい かつ へんかどう てきかく たいおう まち しょう しゃふくししきく いっそう すいしん
障がいのある方のニーズの変化等に的確に対応し、町の障がい者福祉施策の一層の推進
を図ります。

「三芳町障がい者福祉計画」は、しょうがいしききほんほう もと しょう しゃ しきく かん
する基本的な考え方や方向性を定めるためのものです。

「第6期三芳町障がい福祉計画」は、しょうがいしきそうごうしえんほう だい き みよしまちしょう じふくし
けいかく じどうふくしほう もと しちようぞんしょうがいふくしけいかく しちようぞんしょうがいじふくしけいかく
計画」は児童福祉法に基づく、「市町村障 害福祉計画」、「市町村障 害児福祉計画」として、
しょう かくし しょう じしえんどう み こ りょう ひつよりょうかくほ ほうさくどう さだ
障がい福祉サービスや障がい児支援等の見込み量や必要量確保のための方策等を定める
けいかく しょう しゃ じ しえん については、さまざま ぶんや と く しょうごうてき いったいてき すす
計画です。障がい者（児）の支援については、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進
める必要があることから、りょうけいかく せいごうせい しょうごうてき さくてい
める必要があることから、両計画について整合性をもって総合的に策定します。

れいわ ねん がつ
令和3年3月
みよしまち
三芳町

けいかく りねん 計画の理念

みよしまち く しょう ひと ひと ひと
三芳町に暮らす障がいのある人もない人もすべての人が、
たが みと りかい ささ
お互いを認め、理解しあい、支えあいながら、
せいかつ しゃかい きょうせいしゃかい じつげん めざ
ともに生活する社会(共生社会)の実現を目指します。

しょうがいしゃきほんほう きょうせいしゃかい じつげん む きほんげんそく しょう
障害者基本法では共生社会の実現に向けた基本原則として、すべての障がいのある
ひと ぶんや かつどう さんか きかい だれ せいかつ せんたく
人に、「あらゆる分野の活動に参加する機会」、「どこで誰と生活するかについての選択の
きかい いし そつう しゅだん せんたく きかい じょうほう しゅとくまた りよう
機会」、「意思疎通のための手段についての選択の機会」、「情報の取得又は利用のための
しゅだん せんたく きかい かくほ かくだい い ち
手段についての選択の機会」の確保と拡大が位置づけられています。またそのために、
しょう りゆう さべつ けんり りえきしんがい きんし さんか せんたく きかい さまた
障がいを理由とした差別や権利・利益侵害を禁止するとともに、参加と選択の機会を妨
しゃかいてきしょうへき じよきよ ごうりてき はいりよ もと
げる社会的障壁の除去または合理的な配慮を求めています。

みよしまち く しょう ひと ひと じこけつてい じこせんたく しゅたいてき く
三芳町に暮らす障がいのある人が、自己決定と自己選択により主体的に暮らしていく
ひつよう さまざま しえん じゅうじつ ちいき なか ささ あ けんり
ためには、必要となる様々な支援の充実とともに、地域の中での支え合いや、差別や権利
しんがい ゆる ちいき すす ひつよう
の侵害を許さない地域づくりをさらに進めていく必要があります。

ほんけいかく じょうき きほんりねん しょう ひと してん た
本計画は上記の基本理念のもとに、障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに
おう そうごうてき しえん ちいきぜんたい すす ちいきしゃかい はたら
応じた総合的な支援を地域全体で進めることができるよう、地域社会への働きかけや
ちいきせいかつしえん じゅうじつ しゃかいさんか しえん あんぜん あんしん と く など はばひろ しさく すいしん
地域生活支援の充実、社会参加の支援や安全・安心の取り組み等、幅広い施策の推進に
とく
取り組めます。

ほんけいかく しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう はつたつしょう こうじのうきのうしょう むく
本計画は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含
む）、難病、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的
なんびょう た しんしん きのう しょう ひと しょう およ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき
に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、
にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ そうとう せいげん うける しょうたい ひと たいしょう かぞく ちいき
社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

けいかく きほんもくひょう 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の7つの基本目標を定め、施策を推進します。

1

じょうほう そうだん けんりようご じゅうじつ 情報・相談・権利擁護の充実

障がい特性に配慮した情報提供や相談しやすい窓口の整備、障がい者差別解消に向けた取り組みを強化します。

2

せいかつしえん じゅうじつ 生活支援サービスの充実

福祉サービスの質の向上とともに、グループホームや通所施設などの生活基盤の整備に努めます。

3

ほけん いりょうたいせい じゅうじつ 保健・医療体制の充実

母子保健や精神保健福祉、緊急時の医療体制やリハビリテーション支援などに取り組みます。

4

しょう じしえん じゅうじつ 障がい児支援の充実

幼稚園・保育所・学校・学校教育卒業後、それぞれの段階をつなぎ、切れ目なく支援を受けられる体制を充実します。

5

しゃかいさんか しえん 社会参加への支援

社会参加活動や雇用・就労支援など、主体的な活動を支える取り組みを進めます。

6

あんぜん あんしん せいかつかんきょう せいび 安全・安心な生活環境の整備

建物・道路・情報のバリアフリーに取り組みます。また、災害時の避難支援の取り組みを進めます。

7

ちいきふくし すいしん 地域福祉の推進

「あいサポート運動」を中心に、心のバリアフリーや障がい当事者の参画促進など、人と人とのつながりづくりに取り組みます。

施策の体系

基本目標	施策	事業
1 情報・相談・権利擁護の充実	(1) 情報・コミュニケーション支援の充実	① 広報紙・ガイドブックの活用
		② ホームページ等の活用
		③ コミュニケーション支援事業
		④ 通訳者・奉仕員等の養成
		⑤ 手話言語条例の推進
	(2) 相談・ケア体制の充実	① 障がい者相談支援事業
		② 基幹相談支援センターの整備
		③ 自立支援協議会相談支援部会の活用
		④ 障がい者相談窓口の充実
⑤ 医療的ケアが必要な方への相談支援		
(3) 権利擁護の充実	① 成年後見制度利用支援事業	
	② 人権擁護の推進	
	③ 障がい者差別解消に向けた取り組みの強化	
	④ 虐待防止の取り組みの推進	
	⑤ 福祉サービス利用援助事業の啓発・支援	
2 生活支援サービスの充実	(1) 日常生活の支援	① 訪問系サービスの充実
		② 日中活動系サービスの充実
		③ 福祉用具等の利用支援
	(2) 移動支援	① 移動支援事業
		② 多様な移動手段の支援
	(3) 居住の場の確保	① 居住支援
		② 施設入所支援
		③ 多様な住まいの確保
		④ 住宅改造への支援
	(4) 経済的支援	① 各種手当の支給
		② 医療費等の助成
	3 保健・医療体制の充実	(1) 健康管理・リハビリテーション等の支援
② 母子保健の充実		
③ 高齢障がい者への支援		
(2) 医療体制の充実		① 医療的ケアの充実
		② 医療費等の助成
		③ 緊急医療体制の確保
		④ 難病患者への支援体制の整備
(3) 精神保健福祉の充実		① 精神障がい者相談体制の充実
		② ところの健康づくり事業の推進
		③ 地域交流事業の促進
		④ 精神障がい者の医療の充実
		⑤ うつ病・自殺対策の充実

基本目標 きほんもくひょう	施策 しさく	事業 じぎょう
4 障がい児支援の 充実 しょうがいじしえん じゅうじつ じゅうじつ	(1) 子どもの成長支援 こどものせいちょうしえん	①早期発見・早期対応の体制づくり ②療育支援の充実 ③継続した支援体制の確立 ④障がい児の親への支援体制の確立
	(2) 保育・教育支援の充実 ほいくきょういくしえんじゅうじつ	①統合保育の推進 ②保育・教育相談の充実
	(3) 学校教育の充実 がっこうきょういくじゅうじつ	①特別支援教育の推進 ②教職員研修の充実 ③学校施設の整備
	(4) 放課後支援の充実 ほうかごしえんじゅうじつ	①学童保育室の充実 ②地域生活支援事業の活用
5 社会参加への支援 しゃかいさんか しえん	(1) 就労の支援 しゅうろうしえん	①就労相談の充実 ②障がい者雇用の促進 ③就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援 ④職業訓練の推進 ⑤就労に向けた生活習慣の確立への支援 ⑥就労支援のネットワークづくり
	(2) 福祉的就労の充実 ふくしてきしゅうろうじゅうじつ	①福祉的就労の場の拡充 ②障がい者施設生産物の販売支援
	(3) 生涯学習の推進 しょうがいがくしゅうすいしん	①情報提供の工夫 ②ボランティアの確保 ③図書館事業の充実 ④公民館事業の充実
	(4) スポーツ・文化活動の 推進 ぶんかかつどう すいしん	①自主サークルなどの活動支援 ②スポーツ・レクリエーション施設の充実 ③スポーツ・レクリエーション振興事業への 参加促進 ④町民体育祭への参加促進
6 安全・安心な生活 環境の整備 あんぜんあんしんせいかつ かんきょうせいび	(1) 福祉のまちづくり ふくし	①人にやさしいまちづくりの推進 ②公共施設のバリアフリー化 ③情報バリアフリーの推進
	(2) 防犯・防災対策の推進 ぼうはんぼうさいたいさくすいしん	①緊急通報体制の充実 ②災害時要援護者対策の充実 ③避難所での障がい者支援 ④防犯情報の配信 ⑤消費者保護の取り組み
7 地域福祉の推進 ちいきふくしすいしん	(1) あいサポート運動の推進 うんどうすいしん	①啓発活動の推進 ②職員研修の充実 ③ボランティア活動の支援
	(2) 交流の場の充実 こうりゅうばじゅうじつ	①交流保育の推進 ②みよしまつりの開催 ③福祉まつり事業への協力・支援 ④町民文化祭の開催 ⑤地域での交流活動の充実
	(3) 障がい当事者団体等の 育成支援 しょうとうじしやだんたいとう いくせいしえん	①障がい当事者団体等の活動支援 ②団体間のネットワークづくり
	(4) 障がい当事者参加の推進 しょうとうじしやさんかすいしん	①まちづくりへの参画 ②福祉施策検討への参画

しょう ふくし みこ りょう かくほさく 障がい福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 訪問系サービス

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行 援護、重度障害者等包括支援	270 時間 29 人	233 時間 26 人	200 時間 23 人

地域移行の促進や新たに制度の対象となった難病患者の利用増加に伴い、サービス利用者が増加した場合にも十分に対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

また、サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行っていきます。

(2) 日中活動系サービス

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	1,065 人日分	1,050 人日分	1,035 人日分
	53 人	52 人	51 人
自立訓練（機能訓練）	4 人日分	4 人日分	4 人日分
	1 人	1 人	1 人
自立訓練（生活訓練）	7 人日分	7 人日分	7 人日分
	1 人	1 人	1 人
就労移行支援	326 人日分	459 人日分	645 人日分
	15 人	19 人	25 人
就労継続支援（A型）	200 人日分	226 人日分	257 人日分
	12 人	14 人	17 人
就労継続支援（B型）	1,169 人日分	1,210 人日分	1,252 人日分
	66 人	68 人	71 人
就労定着支援	3 人	5 人	7 人
療養介護	3 人	3 人	3 人
短期入所（福祉型）	37 人日分	31 人日分	25 人日分
	2 人	2 人	1 人
短期入所（医療型）	8 人日分	8 人日分	8 人日分
	1 人	1 人	1 人

• **生活介護**

事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

• **自立訓練（機能訓練、生活訓練）**

障がいのある人が、自立した自分らしい生活を送るために必要な訓練などの充実に努めます。

• **就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援**

町内の施設も近年では定員枠に空きがなくなりつつあり、新規の受け入れが困難な状況も生じています。障がいのある人の就労先を確保するためには、公的機関・民間企業・福祉施設がそれぞれの役割に基づき協働していく必要があります。関連機関や団体、近隣市町と連携を取りながら、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策を検討していきます。

• **療養介護**

療養介護については、相談支援事業にて対応し必要に応じて指定事業所との利用調整を図ります。

• **短期入所（ショートステイ）**

既存施設などと協議して、ショートステイの充実に働きかけます。

(3) 居住系サービス

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	1人	1人	1人
共同生活介護（グループホーム）	26人	30人	34人
施設入所支援	31人	32人	33人

ここ数年では大きな変化は生じないと考えられますが、介助者の高齢化等に伴い、将来的には利用意向上昇する可能性もあります。必要となったときに十分な量が確保できるよう、利用意図に注意しつつ、近隣市町と連携し情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。

(4) 相談支援

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	47人	56人	68人
地域相談支援（地域移行支援）	1人	1人	1人
地域相談支援（地域定着支援）	5人	5人	5人

計画相談支援を実施できる「特定相談事業所」としては、富士見市、ふじみ野市と連携し14事業所を指定（当町区域4事業所含む）しています。事業が円滑に進むよう連携を深めます。「地域移行支援」、「地域定着支援」についても、県の指定する「指定一般相談支援事業者」と連携を深めます。

支援を行うにあたっては、利用者の立場に立った効果的な支援が十分にできるよう、自立支援協議会相談支援部会を活用するとともに、周辺自治体との連携も視野に入れた相談支援体制を強化していきます。

(5) 障がい児通所支援

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	241 人日分	283 人日分	333 人日分
	22 人	24 人	28 人
放課後等デイサービス	1,315 人日分	1,574 人日分	1,884 人日分
	91 人	103 人	115 人
保育所等訪問支援	2 人日分	3 人日分	6 人日分
	9 人	19 人	41 人
医療型児童発達支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人
居宅訪問型児童発達支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人

「みどり学園」において児童発達支援を行っています。障がい特性を理解した専門性のある人材の確保が課題であり、職員の研修支援とともに、民間委託も視野に入れながら職員の確保に努めます。

放課後等デイサービスについては、利用者が増加しており、町内にあるサービス提供事業者が継続的に運営できるよう、引き続き支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣市町のサービス提供事業所とも連携を図っていきます。

(6) 障がい児相談支援

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	20 人	22 人	24 人

障がい児相談支援を実施できる「障がい児相談支援事業所」としては、富士見市、ふじみ野市と連携し14事業所（当町区域4事業所含む）を指定し、事業が円滑に進むよう連携を深めます。支援を行うにあたっては、利用者の立場に立った効果的な支援が十分にできるよう自立支援協議会の相談支援部会、障がい児支援検討部会を活用するとともに、周辺自治体との連携も視野に入れた相談支援体制を強化していきます。

ちいきせいかつしえんじぎょう みこ りょう かくほさく 地域生活支援事業の見込み量と確保策

ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

サービス種別	単位	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有無	あり	あり	あり
自発的活動支援事業	有無	なし	なし	なし
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	有無	あり	あり	あり
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	あり	あり	あり
住宅入居等支援事業	有無	なし	なし	なし
成年後見制度利用支援事業	人数	2	2	2
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記派遣事業	人数	402	411	421
手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1
日常生活用具給付等事業（年間件数）				
介護・訓練支援用具	給付件数	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数	3	3	3
在宅療養等支援用具	給付件数	6	9	14
情報・意思疎通支援用具	給付件数	5	5	5
排泄管理支援用具	給付件数	565	575	586
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業（修了者数）	人数	1	1	1
移動支援事業	人数	8	9	10
	時間数	420	440	460
地域活動支援センター	箇所	0	0	0
その他事業				
日中一時支援事業	人数	10	11	12

※数値は年間の見込み。「人数」は実利用人数、「時間数」は延べ利用時間数

見込み量の確保に向けて

① 相談支援事業

3障がいすべての相談を福祉課で実施しています。また、富士見市との共同で行ってきた相談支援事業を町単独での委託とし、相談対応人数を増やしてさらに体制を整えました。一人ひとりが、その人の実情に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるように、関係機関との連携の強化を図り、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置し、地域の相談支援体制を強化していきます。

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用について周知するとともに、利用するための相談、支援に依拠していきます。

③ 意忠疎通支援事業

要約筆記者派遣を、埼玉聴覚障害者情報センターに委託し実施します。また、手話通訳者派遣については、富士見市社会福祉協議会に委託し実施します。

町で活動できる通訳者等を養成するため手話通訳者養成講習会、手話奉仕員養成講習会、要約筆記者奉仕員養成講習会を実施します。

④ 日常生活用具給付等事業

従来から行ってきた事業であり、引き続き、障がいのある人が日常生活を円滑に送ることができるよう、障がいの特性に依拠した日常生活用具を給付します。

⑤ 移動支援事業

登録事業所に補助を行い実施します。引き続き提供事業所が増えるよう、近隣市町と連携し、事業者の確保に努めます。

⑥ 地域活動支援センター事業

基礎的事業及び機能強化事業については、2市1町（富士見市、ふじみ野市、三芳町）の広域で「かしの木ケアセンター」が行う同事業に対し補助をしていましたが、利用対象者の障がい状況より、平成28年10月から障害者総合支援の生活介護へ移行しました。

⑦ 日中一時支援事業

登録事業所に補助を行い実施します。引き続き提供事業者が増えるよう、近隣市町と連携し、事業者の確保に努めます。

けいかく すいしん 計画の推進のために

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がい当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

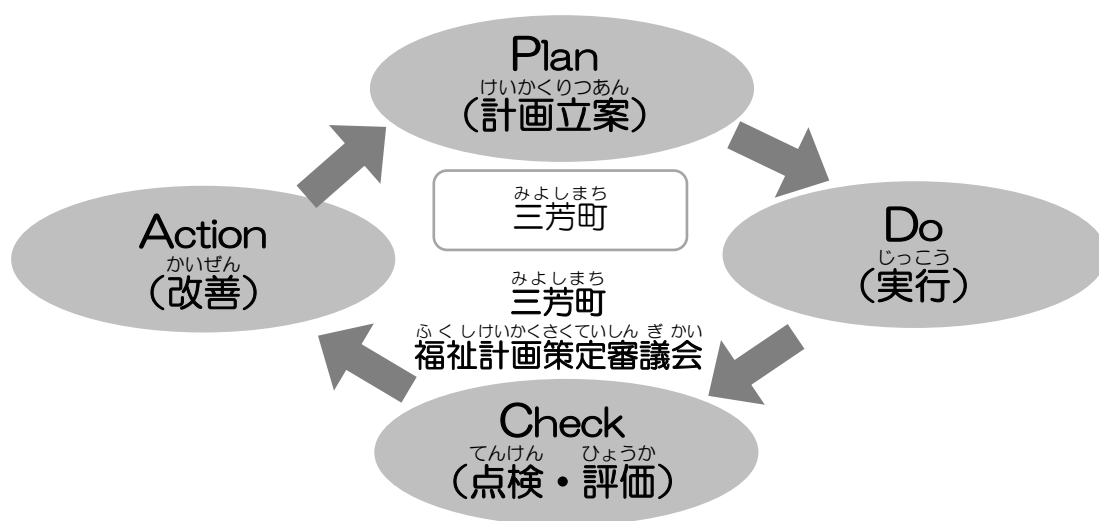
関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、障がい当事者、障がい者支援施設、学識経験者、町民等の様々な立場からの参画を得て開催されている三芳町地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や町内の地域資源の改善、関係機関の連携の在り方等、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、「あいサポート運動」を推進し、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

今後見込まれる、障がい福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも、必要な人に必要なサービスを安定的に利用してもらえよう、人材や財源の確保策を含め、制度の維持と向上に努めます。

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込み量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。

本町においては、庁内における進捗把握とともに、三芳町福祉計画策定審議会を通じて点検と評価、改善策の検討を行います。



「あいサポート運動」^{うんどう}について

～ 障^{しょう}がいを^し知り、^{とも}共に^い生きる、^{ちいききょうせいしゃかい}地域共^{めざ}生社会を目指して～

誰^{だれ}もが、^{さまざま}様々な障^{しょう}がいの^{とくせい}特性、^{しょう}障^{しょう}がいの^{かた}ある^{かた}方が^{こま}困^{こま}っていることや、^{しょう}障^{しょう}がいの^{かた}ある^{かた}方^{かた}への^{ひつよう}必要な^{はいりよ}配慮^{りかい}などを^{しょう}理解^{しょう}して、^{かた}障^{しょう}がいの^{かた}ある^{かた}方^{かた}に対して^{てだす}ちょっとした^{はいりよ}手^て助^{すけ}けや^{はいりよ}配^{はい}慮^{りよ}などを^{じっせん}実践^{しょう}することにより、^{しょう}障^{しょう}がいの^{かた}ある^{かた}方が^く暮らし^くやすい^{ちいききょうせいしゃかい}地域^{きょうせいしゃかい}社会^{きょうせいしゃかい}（^{うんどう}共生^{うんどう}社会^{うんどう}）を^{みな}皆^{みな}さんと^{いっしょ}一緒^{いっしょ}に^{つく}作^{つく}って^{うんどう}いく^{うんどう}運動^{うんどう}です。

「あいサポート運動」^{うんどう}は、
地^ち域^{いき}の^{だれ}誰^{だれ}もが^{しょう}障^{しょう}がいの^{かた}ある^{かた}方^{かた}と^{とも}共^{とも}に^い生^いきる^いサ^いポ^いー^とナ^とー^いに^なっ^てい^ただ^く取^とり^く組^みと^して、^{へいせい}平成^{ねん}21^が年^に11^に月^ち28^に日^に鳥^と取^とり^けん^にか^らス^ター^トし^まし^た。

^{みよしまち}三^{へいせい}芳^{ねん}町^がでは^{うんどう}平成^{すいしん}26^か年^ん10^に月^に「あいサポート運動」^{うんどう}の^{すいしん}推^か進^んに^{かん}関^{かん}する^{きょうてい}協^と定^とを^と鳥^と取^とり^けん^にか^ら締^{てい}結^{けつ}し、^と取^とり^く組^みを^{すす}進^{すす}めて^いま^す。

「あいサポート運動」^{うんどう}は、
ま^ず、^{さまざま}種^{しゆ}別^{べつ}の^{しょう}障^{しょう}がいを^し知^しること^から^はじ^めま^す。
^{しょう}障^{しょう}がいを^し知^しること^かにより、^{しょう}障^{しょう}がいの^{かた}ある^{かた}方が^{にちじょうせいかつ}日^{こま}常^{こま}生^{こま}活^{こま}で^{りかい}困^{りかい}っている^{りかい}こ^を理^り解^{かい}し^ます。
そ^{して}そ^れぞ^れに^{ひつよう}必要^{はいりよ}な^{てだす}配^{はい}慮^{りよ}や^{てだす}手^て助^{すけ}けを、^{じっせん}で^きる^こと^から^{じっせん}実^じ践^{けん}し^てい^こう^とい^う運^{うん}動^{どう}で^す。（^{とくべつ}特^{とく}別^{べつ}な^{ぎじゆつ}技^ぎ術^{じゆつ}の^{しゆとく}取^と得^{とく}は^あら^ず。

「あいサポート運動」^{うんどう}を^{じっせん}実^じ践^{けん}し^てい^く方^{かた}々^{かた}を^い「あ^いサ^ポー^トナ^ー」^と呼^よび^ます。
^{にちじょうせいかつ}日^{こま}常^{こま}生^{こま}活^{こま}の^なか^で、^{しょう}障^{しょう}がいの^{かた}ある^{かた}人^{ひと}が^{こま}困^{こま}って^いる^こと^きな^どに、^{てだす}ち^よつ^とし^た手^て助^{すけ}けを^いす^る意^い欲^{よく}の^ある^{かた}方^{かた}あ^らば、^{だれ}誰^{だれ}でも^なる^こと^がで^きま^す。「あ^いサ^ポー^トバ^ッジ」^は、^い「あ^いサ^ポー^トナ^ー」^のシ^ンボ^ルバ^ッジ^です。



「あいサポートバッジ」

^{みよしまちしょう}三^{しやふくしけいかく}芳^{しやふくしけいかく}町^{しやふくしけいかく}障^{しやふくしけいかく}が^{しやふくしけいかく}い^{しやふくしけいかく}者^{しやふくしけいかく}福^{しやふくしけいかく}祉^{しやふくしけいかく}計^{しやふくしけいかく}画^{しやふくしけいかく}、
^{だい}第^き6^き期^{みよしまちしょう}三^{ふくしけいかく}芳^{ふくしけいかく}町^{ふくしけいかく}障^{ふくしけいかく}が^{ふくしけいかく}い^{ふくしけいかく}福^{ふくしけいかく}祉^{ふくしけいかく}計^{ふくしけいかく}画^{ふくしけいかく}、
^{だい}第^き2^き期^{みよしまちしょう}三^{じふくしけいかく}芳^{じふくしけいかく}町^{じふくしけいかく}障^{じふくしけいかく}が^{じふくしけいかく}い^{じふくしけいかく}児^{じふくしけいかく}福^{じふくしけいかく}祉^{じふくしけいかく}計^{じふくしけいかく}画^{じふくしけいかく}、
^{れいわ}（^{ねん}令^ど和^{ねん}3^ど年^ど度^ど～^{ねん}令^ど和^{ねん}5^ど年^ど度^ど）
^{がいようばん}概^{がい}要^{よう}版^{ばん}

^{はつ}発^{ごう}行^{さいたまけんいるまぐんみよしまち} 埼^{さい}玉^{たま}県^{けん}入^{いる}間^ま郡^{ぐん}三^{みよし}芳^{まち}町^{ちやう}、
〒354-8555
^{さいたまけんいるまぐんみよしまちおおあざふ}埼^{さい}玉^{たま}県^{けん}入^{いる}間^ま郡^{ぐん}三^{みよし}芳^{まち}町^{ちやう}大^お字^あ藤^ふ久^く保^ぼ1100番^{ばん}地^ち1
TEL : 049-258-0019（^{だい}代^{ひょう}表^{ひょう}）
FAX : 049-274-1051